

阿賀野市告示第 85 号

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 14 日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、過疎地域の農業・農村の活性化に資するための新規就農希望者研修（以下「研修」という。）を受講する者に対して交付する阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、阿賀野市補助金等交付規則（平成 16 年阿賀野市規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、過疎地域とは阿賀野市笹神地区のことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 次に掲げる要件の全てを満たす者を対象とする。

- (1) 阿賀野市笹神地区で研修を受け、同地区で就農する意思を有しており、研修終了後 1 年以内に新規就農すること。
- (2) 補助金の申請時において、転入後 1 年以内であること又は本市に居住する意思を有していること。
- (3) 就農日の年齢が 50 歳未満であること。
- (4) 3 親等以内に本市で農地を所有又は耕作している者がいないこと。
- (5) 研修期間中に一定の時間以上の研修を行い、就農に必要な技術や知識を習得すること。
- (6) 研修内容が以下のいずれかに該当すること。
 - ア 有機米、トマト、えんだま（枝豆）、柿又は笹神なすのいずれか 1 品目以上の生産を開始する目的で研修を行うこと。
 - イ 笹神地区で作成された「中山間地域の集落機能維持発展計画」において、地域の担い手となるための研修であること。
 - ウ その他、地域の活性化に繋がる研修内容と市長が認めるもの。
- (7) 研修受入先と常勤の雇用契約を締結していないこと。
- (8) 研修終了後に独立・自営就農する場合は、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画又は同法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

(9) 前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得金額が600万円以下であること。ただし、所得金額が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、月額125,000円とする。

（補助の期間）

第5条 前条の補助金を交付することができる期間は最長1年とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の申請者は、阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式。以下「通知書」という。）により、当該申請者に通知し、補助金を交付することが不適当と認めるときは、通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、予算上の理由等により当該年度における補助金の交付が不可であるときも同様とする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者で補助金の交付を請求しようとするときは、阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付請求書（第3号様式）及び研修状況報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に支払うものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付を受けた者は、研修が終了した際、阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付実績報告書（第5号様式）を市に提出しなければならない。提出は、当該年度の最後の補助金の支払後10日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行う。

（就農状況報告）

第11条 新規就農者は、研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告書（第6号様式）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合、期日を定めて、補助金の全額の返還を請求することができるものとし、阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付決定取消・返還金決定通知書（第7号様式）により、その旨通知するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があるものと認める場合は、この限りでない。

- （1） 研修期間中又は新規就農後5年以内に農業を中止した場合。
- （2） 研修受入先で適切な研修を行っておらず、就農に必要な技術や知識の習得が望めないと市が判断した場合。
- （3） 研修終了後1年以内に本市に移住し、新規就農しなかった場合。
- （4） 研修終了後に独立・自営就農した者が1年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- （5） 研修終了後5年間の就農状況報告を提出しなかった場合。
- （6） 虚偽の申請等を行った場合。

（報告及び調査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは新規就農者に対し必要な報告をさせ、関係書類を調査することができる。

附 則

この告示は、令和5年4月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

阿賀野市長 様

住 所：
 【申請者】氏 名：
 電話番号：
 （生年月日： 年 月 日： 歳）
 メールアドレス：

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付申請書

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金の交付を受けたいので、要綱第6条の規定に基づき下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

1 補助金交付申請額

円

2 年度の交付に係る研修実施期間
 年 月 日 ～ 年 月 日（ カ月）

3 農業を始めようと思った理由

4 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 (歳)
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※1 <input type="checkbox"/> 雇用就農		
経営面積※5 飼養頭羽数	a・頭・羽(合計)	農業所得目標※5	万円/年
経営内容※5	作目： a 作目： a (その他：)		

※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合

5 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

6 計画を達成するための研修※7

① 研修内容等

名 称	所 在 地	研 修 期 間	年 月 日～ 年 月 日
専攻・営農部門			
【目的】			
【内容】			

※7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

② 交付期間

年 月 日 ～ 年 月 日

7 その他

研修先との常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
生活支援や求職者支援に関する国又は県等の給付	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない
傷害保険の加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 4の②の交付期間の開始日までに加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
前年の世帯全体の所得※8	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は事業実施主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 【所見】	

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

添付書類

別添1：研修実施計画

別添2：履歴書

別添3：申請者概要書

別添4：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを提出すること。

別添5：前年の世帯全員の所得金額を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

前年の世帯全体の所得金額が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。また、生活保護世帯で世帯分離している場合は、世帯分離していることを証明する書類（保護決定（変更）通知書等の写し）を添付。

別添6：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

第2号様式(第7条関係)

第 年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金について下記のとおり決定したので要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定の内容 交 付 ・ 不 交 付

(交付の場合)

補助金交付額 金 _____ 円

(不交付の場合)

不交付の理由 (_____)

【備考】

阿賀野市は要綱第12条の規定に基づき、以下の場合には補助金の全額の返還を請求します。

- (1) 研修期間中又は新規就農後5年以内に農業を中止した場合。
- (2) 研修受入先で適切な研修を行っておらず、就農に必要な技術や知識の習得が望めないと市が判断した場合。
- (3) 研修終了後1年以内に本市に移住し、新規就農しなかった場合。
- (4) 研修終了後に独立・自営就農した者が1年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- (5) 研修終了後5年間の就農状況報告を提出しなかった場合。
- (6) 虚偽の申請等を行った場合。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

住 所

氏 名

電話番号

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付請求書

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金の交付について、要綱第8条の規定に基づき下記のとおり請求します。

交付決定日	年 月 日							
今回請求する補助金の対象期間	年 月 日～				年 月 日			
支払請求額		1	2	5	0	0	0	円

資金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等 ※	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同連合会 農林中金		店・所			出張所		
	金融機関コード							
	預金・貯金の 種類	普通預金 当座預金	口座番号					
口座名義人	(ふりがな) 氏名							

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号を記入する。

阿賀野市長 様

住所
氏名

研修状況報告書

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき研修状況報告を提出します。

1 研修実施時間及び状況

年月	研修時間	研修計画内容	研修状況
年 月	時間		

2 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

3 就農に向けた今後の課題、身につける技術など

--

4 就農に向けた準備状況

--

※添付書類：研修日誌

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名 :
代表者名 :
研修責任者名 :

阿賀野市長 様

住所

氏名

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付実績報告書

年 月 日付け阿農第 号で交付決定を受けた標記事業について、阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、実績を報告します。

記

年度補助金受領額

円

添付書類

- ・研修実績報告書（別紙1）
- ・入金を確認できる通帳の写し（通帳の表紙及び入金を確認できるページの写し）

阿賀野市長 様

住所
氏名

研修実績報告書

1 研修期間、時間及び研修内容

研修期間	合計研修時間	研修内容
～ 年 月 年 月	時間	

2 研修実績

学んだ内容	習得度

3 就農に向けた計画・予定

--

※添付書類：研修日誌等

上記のとおり研修を行いました。

研修実施機関等名 :
代表者名 :
研修責任者名 :

就農状況報告書

経営開始 年目・交付終了後 年目 （ ～ 月分）

年 月 日

阿賀野市長 様

住所
氏名

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 就農（予定）時期（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	独立・自営就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	雇用就農している（法人等名： ）	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない※	年 月 就農予定

※まだ雇用就農している・就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告書

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭数等			
合 計					
農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力）	氏 名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄（法人経営にあたっては役職）	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力	(人・日※)				

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

4. 前年の総所得（資金を除く）*1

	万円
--	----

※ 研修終了後に独立・自営就農した者が記入

5. 農業経営基盤強化準備金 (※) (どちらかにチェックする。)

	積み立てている
	積み立てていない

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を青年等就農計画や農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 7 の 2 の（13）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組
（別紙様式第 1 号の研修計画の「2 就農時に係る計画」を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し
2. 通帳及び帳簿の写し
3. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）
4. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*₂
5. 所得証明書*₃

* 1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く。）

* 2 認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

* 3 研修が終了した翌7月の報告の際のみ添付する、写しでも可。

別添1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
	合 計	

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

様

阿賀野市長

阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付決定取消・返還金決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を次のとおり取り消します。

また、既に交付を受けている補助金については、期日までに返還してください。

取消年月日	年 月 日
取消理由	
交付額	円
返還請求額	円
返還期日	年 月 日
特記事項	